



# 新・介護保険 を考える 18

## 地域における公益的な 取組と社会福祉法人

理事長 鈴木 恂子



2017（H29）年4月施行の社会福祉法の改正の目的のひとつといわれる第24条「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務と規定されました。「これは法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割を明確化したものです（社援基発0601第1号 平成28年6月1日厚生労働省社会・援護局基盤課長通知）」。これこそが社会福祉法人が社会福祉法人であるための必須な取り組みとなりました。今回の法改正のもうひとつの柱となるいわゆる余剰金問題→社会福祉充実計画の再投下対象事業（法55条の2第4項第2号）、すなわち「地域公益事業」とは異なる取り組みが、「地域における公益的な取組」です。

東京都内の法人は第24条の「地域における公益的な取組」について、東京都社会福祉協議会が中心となり、三層の取組を呼びかけています。

1. 広域連携事業 東京都社会福祉協議会が中心となって、就業支援など東京都内の社会福祉法人が参画する取組
2. 地域連携事業 地域毎の社会福祉協議会が中心になって、区内の社会福祉法人が施設種別を越えネットワークをつくり連携する取組
3. 各法人 社会福祉法人毎の個別の取組

2017年4月施行の改正社会福祉法は、社会福祉法人の組織体制を一般的な公益法人に準じて整えるとともに、社会福祉法人の独自性をあらためて明らかにしました。社会福祉法人の独自性はこの第24条と第55条に規定されています。

そもそも社会福祉法人は公益法人とも一線を画し、国や地方公共団体にかわって第1種や第2種の社会福祉事業を実践してきました。

2000年の社会福祉基礎構造改革により、国民生活に対する公的責任が後退し、介護保険制度を中心に保険と市場が介護サービスの供給主体となり、老人福祉法の多くの事業はそこに吸収されました。その結果、日々の生活に支援を必要とする人々や介護保険の対象からはずれる生活支援等が「制度のはざま」になりました。

「制度のはざま」とは医療、介護以前に、生きるため、生活するために必要な福祉サービスが希薄になったことを意味します。その「制度のはざま」を埋めるために、社会福祉法人に求められたのが、第24条といえるのではないのでしょうか。

第24条の背景となった老人福祉法から介護保険法への変化と併せて整理しました。

	老人福祉法に基づく	介護保険法に基づく	介護保険外	地域の実態	28年度 法改正 24条の2	(参照)H28年6月1日 援護局長通知 抜粋
	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	衣食住の現状		地域における公益的な取組（事業）	要件とその意義（全ての要件を満たす必要）
高齢者を支える生活支援	入所者（在宅生活継続困難） 1. 住むところがない 2. 同居する家族がいない 3. 所得が低い 要介護の程度が低くてもこれらの理由により入所した	法律上は介護度1以上だが、平成27年度から原則介護度3以上が対象となる。入所判定の要件として介護度が高い。高齢・家族事情や待機期間により入所できる	住：住まいはサービス付高齢者住宅や有料老人ホームをはじめとする多様な高齢者向け住宅の整備（国土交通省の施策）	住：いわゆる貧困ビジネスといわれるアパート1棟で生活保護受給者等を対象に住居を提供する。  ・措置制度として残る養護老人ホームは措置費が一般財源化となり、予算枠のなかで措置が決まるため十分活用されておらず、定員割の施設が多い。  ・高齢受刑者の出所後の生活の拠り所がなく、再犯率が高居といわれている（刑務所が生活保障の場？）	在宅生活を継続するために不可欠な ・住居の提供 ・食事サービス ・家事・生活支援 などを（市場から購入できない人々のために）無料低額な料金で社会福祉法人が独自に提供する取組。  自治体で定められた一定要件を満たす利用者の介護保険利用者負担を軽減する社会福祉法人軽減もこの取組に位置付けられる。	①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること。（社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります）  ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること。（心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します）  ③無料又は低額な料金で提供されること。法人は福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置などの公的な助成が行われているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業です。  従って、当該取組は直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は、料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。  (この取組は全ての社会福祉法人の責務として規定している。)
	医療	医療職のかかわる介護が保険上報酬が高くなり、生活面を重視した介護力は低下傾向	食：コンビニエンスストア・宅配食をはじめ身近に利便性のよい食事サービスが増える（市場）	・生活支援：NPO法人や住民活動、あるいは社会福祉法人による各種食事サービスが地道に行われている（補助金を出す自治体もある）。 ・掃除、洗濯などの家事援助、あるいは通院・外出支援、みまもり等々は新しい総合事業で住民互助（特に元気な高齢者の社会活動として）期待されている。		
	介護・リハビリ 予防・活動		生活支援：各種出張家事支援サービス・有料老人ホーム入居によるサービス（市場）			
	生活支援					
	食事	食事サービス自己負担				
	住居	住居費・原則自己負担		以上はいずれも市場化がすすみ、多様な選択肢が増えたといえる。ただしいずれも購入力をもつ所得者層向けサービスである。		
費用：応能負担	費用：応益負担					

社会福祉の基礎構造改革（2000年）以前の社会福祉は、すべての人々の生存生活の保障を第一義としていました。施設整備も公的資金（3/4補助金）によりすすめられ、より施設サービスを必要とする対象者（心身の状況や家族環境等の他経済的理由により支援を必要とする者）が優先的に入所する措置という制度により公的責任を明確にしてきました。

介護保険制度も2000年に制度がスタートしたときには、従前の福祉サービスを一旦は吸収していましたが、3ヶ年、6ヶ年、9ヶ年と経るなかで持続可能な制度、保険料負担との関連で財源の確保や安定化、年々進む高齢化のなかで、当然のことながら「介護」の保険に特化されました。

そこからはみだす衣食住にかかわる経費（日常的には洗濯、食事、掃除といった生活支援）、即ち生活基盤を支える制度があいまいになったため現在に至っています。そのため生活支援、家事サービスを市場から購入できない人々が地域から孤立し、さまざまな事件、事故につながっています。

地域の公益的な取組が急がれるのは、こうした背景があるように思います。

そして2015年に医療介護総合確保推進法、生活保護法改正、生活困窮者自立支援法が施行され、2015年9月に新たな福祉の提供ビジョンが示されました。2016年3月には社会福祉法が改正されるとともに、障害者総合支援法の改正、母子保健法の改正が続きました。

各分野の法整備を背景に、「地域共生社会」－「我が事、丸ごと地域共生社会」の制度づくりが急速に進み、その推進力に社会福祉法人が期待され、地域ごとにその大きな役割が委ねられました。

地域共生社会が実現できないと、地域のなかで生活に困るひとびとが放置されてしまう、という深刻な危機感が求められているように思います。

(編集：法人事務局 青木 志乃)